



広報

2017 February No.336

# みはら



土佐硯の里

## 祝 成人



# 成人式 2017

### 村税納付

### 期限のおしらせ

- 国民健康保険税 8期 平成29年2月28日まで
- 固定資産税 4期 平成29年3月31日まで

よろしくお願ひします。

# 2

人口と世帯数 | 総人口 : 1,645 人 | 男 : 800 人 | 女 : 845 人 | 世帯数 : 779 世帯

(平成28年12月31日現在)

# 議会だより

平成29年2月1日

発行：三原村議会 編集：議会広報委員会

## 12月定例会

- 村長行政報告 ..... ①ページ
- 一般質問 ..... ⑤ページ
- 12月臨時会議案の賛否一覧 ..... ④～⑤ページ
- 常任委員会の動き ..... ⑤ページ

### 村長行政報告

ユズ選果、搾汁施設が落成し、11月11日に尾崎知事、坂井中四国農政局長をはじめ約百人の関係者に出席を賜り、竣工式を挙行しました。

今期より自動選果による選別によって、農家の方からは収穫後の選果作業が軽減され楽になったという声が聞かれます。

10月27日から11月30日までの総出荷量は1百89.5トンとなり、その内の29.4%、昨年比2.2倍が青果出しとして選別されました。これまで選果作業が困難なため、加工用でしか出荷出来なかったユズが、自動選果機導入により青果として市場へ出荷され、今後のユズの産地化へ大きな飛躍となるスタートができたと考えております。

この施設は村にとって大変重要であり、3代が暮らせる農業の基盤づくりなど、モデル的な取組みとな

るよう進めていきたい。臨時福祉給付金及び障害遺族年金受給者向け給付金は、本年9月から交付申請書の受付、10月から支給を開始しており、現在6割程度の支給状況です。受給対象見込みの方には通知を行い、2月末日が受付期限となっており、早め申請をお願いします。

### 一般質問



質問 宮地臣一  
行政方針を聞く

平成25年12月の村長選に当選されて3年経過した。選挙公約では2千人構想や、1人の百歩より百人の1歩などを掲げて、就任当初には6名の議員により一般質問でその真意を聞いた

だした。この3年間は議会や行政経験のなかった村長には予想してなかった事や困難な事も多々あったかと思えます。これまでの3年間の取り組み内容と、その自己評価を伺う。

2点目として、残りの任期が1年になり、この任期中に実現したい村長の想いを伺う。

答弁 田野村長

4つの目標を掲げ取り組んできた。

1つ目は社会基盤整備です。幡多の6市町村での首長会議を平成26年に設置し、各種事業での協力強化を図る目的として協議を重ねる中で、道路インフラ整備につきましては一致した考えをもち、県、国、国会議員へ一体となって要望活動を実施しました。その中で、四国横断自動車道では、佐賀四万十間の都市計画を策定し、決定、公示に向けた取り組みが計られていますし、村内におきましても県道中村宿毛線の期成同盟会を2市2町1村で設立して、今は3市2町1村で連

携し、幡多全体が増額予算確保に向けて要望活動が図られており、早期完成を実現したいと考えております。

2つ目は一次産業の振興です。ユズの産地化に向け取り組み、施設の整備によりユズ青果率の向上及び農家の労働力の軽減ができて、一定の農家所得の向上が図られたと考えております。今後は、更なる青果率の向上及び農業公社の健全化に向けた取り組みを諮らなければなりません。ユズの肥培管理の充実を図るために指導員及び人件費などを確保するため、県、国への協力要請及び予算確保を旨指します。

3つ目は雇用の創出です。農業公社は平成22年度の職員が6名でしたが、平成28年10月では33名の職員で、うち正職員が4名です。自動選果施設と搾汁施設の稼働開始で、10月から12月の3ヶ月間の短期雇用で7名を雇用しました。

4つ目は福祉教育の充実です。平成30年4月を目処

に、自治体で地域に応じた福祉支援活動の組織を立ち上げる制度改革が決定しています。これまでの団体、社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、地域包括センター、行政、集落活動センター、民間介護ヘルパー業者などが情報共有し、連携しながら1つの協議体を設置したいと考えています。それにより手の届かなかった福祉サービスの強化を目的に、立ち上げに向かつて勉強会を開いています。

災害発生時、避難所での生活において特別の配慮を要する者を受け入れるための福祉避難所として、特別養護老人ホーム星ヶ丘とグループホームほうばいの2ヶ所と締結しました。受入れ予定人数は星ヶ丘が30名、ほうばいが9名としています。

保育関係では、平成27年4月1日から、子ども・子育て支援制度に移行されたため、保育料についての国基準等の改正に伴い、本村では独自の設定を行ない近隣

市町村の中では最も安い保育料とした。保護者の子育てに係わる経済的な負担も軽減され、少子化対策として効果的な施策と考えています。今後の児童の状況やニーズに応じて段階的に保育料の見直し等を検討していきます。

今後1年の取り組みについては、情報通信、光ファイバーに取り組んでまいります。

**質問 宮地臣一**  
平成29年12月の村長選はどうするののか。

**答弁 田野村長**  
半年ぐらい一生懸命頑張らせていただいて、この場で自分の気持ちを話せたらと考えています。



質問 増井三郎

**地域資源を活用しての雇用の創出と行政改革の推進**

ユズ工場は完成したが、今後の課題については、執行部と議会が協同体で全力で取り組みなければならぬと認識しているが、ユズ事業が表面に出すぎているとの意見もあり、村民から公平性に欠けているのではとの声も聞こえる。農林業雇用創出と行政改革について質問する。

東南海地震が予想され、近隣市町村では津波が心配されている。幸い三原では津波の心配が無い。星ヶ丘団地の販売推進と合せて森林資源を有効活用し、雇用創出で財政の改善に努めるべきではないか。

又地球温暖化により災害も各地で発生している。国も再生可能エネルギーに力を入れている。三原でも再生可能エネルギーの取り組みが必要で、今ノ山を中心に落差を利用した小水力発電を考えてはどうか。

島根県の過疎の町では棄ガラスをビーズに加工し、小さな穴の中に水や肥料を溜める技術を利用して農作物を栽培しているなど、小

さな面積で大きな収入を得ている。三原でも新しい技術を勉強し、少子高齢化の時代に備えてはどうか。

林業についてはCLT集積材製品は鉄より強いというところで県も進めている。今後木材の加工技術の方法によっては利用増も予想されるが、計画されている公民館の建設には村内の森林資源の活用が一番の課題と思っている。

ユズやシントウ事業の他に、大勢の村民が稲作に従事している。米を改良し、上質な米として販売出来る三原独自の米作りも考えるべきではないか。

以上の件村長の所見を伺う。

**答弁 田野村長**  
**新しい事業も考えながら、1番は今取り組んでいる事業だ**

森林事業の活用では、間伐での作業道の開設、皆伐地では植林作業などで雇用を進めている。星ヶ丘の土地の販売については現在多

難で、雇用、財政の改善には至っていない。

再生可能エネルギーは、平成25年太陽光発電を建設し、年間5千万円弱の売電収入が有り、各部落に一部を還元している。その他風力発電については、四電の送電線の問題などで建設には至っていないが、事業者と勉強会など持ちながら協議を続けている。今ノ山中心の小水力発電は、村内のNPO法人で取り組んでいるので、村も情報交換しながら見守って行きたい。

CLTの件は、今は首長が県に出向いて勉強の段階で、実用には2、3年位かかりそうだ。

いる。今年度シントウでは17人雇用して月額1人当たり2、3万円収入を得た。又新しい農業の方法も今後は考える必要があり、勉強会など開き検討して行きたい。

### 質問 増井三郎 三原でのいじめと放課後の過ごし方

今回報道で、横浜、新潟での小中学生に対していじめが問題になった。思いをきく。そして三原の小中学校での教育方針について、紙上の勉強だけでなく、絆、心使い、子ども達の被災地への思いやりなどの教育が必要と考える。

又放課後、都会では主に塾に通う子どもが多いが学校での取り組みはどうなっているのか。

### 答弁 東教育長 いじめは許さない 学校づくりを推進

今回の原発事故による避難生徒の対応につきましては、教職にある以前に人としてあるまじき心無き対応

であると認識しており、大変許しがたい対応であり強く憤りを感じております。村では平成26年三原村いじめ防止基本方針を決定し、これにのっとりて学校、地教委はいじめを許さない学校づくりを進めている。道徳の件では、平成27年までの3年間道徳教育地域連携事業の指定を受け、児童生徒には道徳的な観点から、いじめは大変いけないものだという具体的な教育をしています。

放課後は、現在県の学校地域支援本部事業で、県の補助金も頂きながら週1回の放課後学習室を行っている。今後事業を広げるには予算と人材の確保が必要だと考えている。放課後にも児童生徒の為に少しでも活動の出来るような色々な観点から考えています。

## 議案審議

村有財産の処分

元夢市の土地の売却

譲渡先

宿毛市平田町戸内

6千2百80番11

株式会社 よりおか

代表取締役 依岡 敏

譲渡金額

2千70万円

三原村条例の一部改正

提案理由の説明

国の外国居住者など所得相互免除の改正に伴い、村民税の課税の特例を改正する。

三原村条例の一部改正

提案理由の説明

地方税法の改正に伴い、太陽光発電などの電源設備の固定資産税の減額割合を定める。

三原村国民健康保険条例の一部改正

提案理由の説明

国の外国居住者など所得相互免除法の改正に伴い、国保税の課税の特例を改正する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

提案理由の説明

地方公務員法関連の法改正に伴い、育児休業などを改正する。

議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する

条例の一部改正

提案理由の説明

人事院勧告に伴い、議員の期末手当を改正する。

16万8千円の増額

三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

提案理由の説明

人事院勧告に伴い、職員の勤勉手当及び月例給与を改正する。

約2百20万円の増額

三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

提案理由の説明

地方公務員法関連の法改正に伴い、職員の扶養手当などを改正する。

特別職の職員で非常勤のもの

の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

**提案理由の説明**

スポーツ基本法の制定に伴い、所要の改正をする。

**平成28年度三原村**

一般会計歳入歳出補正予算  
提案理由の説明

既決予算に9千2百62万円を追加。

公民館用地の購入費で2千18万円、民生費の臨時福祉給付金関係で1千67万5千円、農業費の台風16号の災害復旧関係で2千3百10万円の追加、商工費の集落活動センター推進協議会への補助金1千9百66万円などの計上をした。

**質疑 大倉民雄**

林業振興費防護柵は台風災害で曲がった支柱のみの支給だが、古い曲がった支柱はどうするのか。

**答弁 田辺産業建設課長**

処分費を予算措置してないので、支給する際区長と協議して支給する。

**質疑 嶋田一二三**

民生委員協議会補助金増額理由は。新聞で委員の高

齢化が問題視されているが問題なかったか。

**答弁 矢野住民課長**

12月改選時、新任5名の予算だったが、8名交代したので3名分の研修費、保険料等追加。委員の確保はいつも選考に苦慮するが、今回は前任者同数の委員ができた。

**質疑 田村清廣**

住宅空き家対策事業で、上限9百万円の補助金だが、1戸9百万円に届かない住宅分の補助金返還はあるのか。

**答弁 田辺産業建設課長**

改修事業なので発注後予想外の設計変更はあり得る。現行予算全額消化する。

**質疑 宮地臣一**

防災諸費で、発電機が補助対象外で5百60万円減額だが、ほんとに必要ななら全額村費でも備えるべきではないか。

**答弁 武内総務課長**

地区との密な協議をしていなかった。今後は十分な協議をする。

**平成28年度三原村国民健康保険特別会計**

歳入歳出補正予算  
提案理由の説明

既決予算に4百48万8千円を追加。

保険給付費一般被保険者高額療養費の不足見込み分、平成27年度交付金の確定に伴う返還金などの計上をした。

**平成28年度三原村国民健康保険診療所特別会計**

歳入歳出補正予算  
提案理由の説明

既決予算に7万9千円を追加。  
条例改正に伴う人件費の計上をした。

**平成28年度三原村農業集落排水特別会計**

歳入歳出補正予算  
提案理由の説明

既決予算に53万1千円を追加。  
流入量の増加に伴う汚泥汲み取りの経費の計上をした。

**平成28年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算**

提案理由の説明

既決予算に2百6万9千円を追加。  
介護保険関係のシステム改修費などの計上をした。

**平成28年度三原村後期高齢者医療特別会計**

歳入歳出補正予算  
提案理由の説明

既決予算に90万3千円を追加。  
後期高齢者医療広域連合負担金などの計上をした。

**三原村固定資産評価審査委員会委員の選任**

住所 三原村皆尾4百56番地  
氏名 西村 敏男  
任期 昭和25年3月24日生

平成28年12月20日から  
平成31年12月19日まで

全会一致 同意

**平成28年 第7回定例会(12月)の議案の賛否一覽**

○:賛成 ×:反対 欠:欠席 議長:-

| 議案                   | 新谷 | 嶋田 | 浅井 | 宮地 | 大倉 | 増井 | 田村 | 武内 | 可否 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 村有財産の処分について          | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 三原村税条例の一部を改正することについて | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 三原村税条例の一部を改正することについて | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |

| 議案  | 氏名 |    |    |    |    |    |    |    | 可否 |
|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|   | 新谷 | 嶋田 | 浅井 | 宮地 | 大倉 | 増井 | 田村 | 武内 |    |
| 三原村国民健康保険税条例の一部を改正することについて                            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて                       | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 三原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて                      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて            | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村一般会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(92,620千円の増額)      | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(4,488千円の増額) | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村国民健康保険診療所特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(79千円の増額) | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村農業集落排水特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(531千円の増額)   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村介護保険特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(2,069千円の増額)   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 平成28年度三原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算を定めることについて<br>(903千円の増額)  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 三原村固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |
| 委員会提出議案<br>地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書                   | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  | -  | 可  |

## 常任委員会の動き(12月～1月)

### 総務常任委員会

12月 2日 ◎12月議会対応について補正予算等説明

12月28日 ◎ユズ事業について  
国の新規事業があり、その活用についての説明、協議を行った。

1月26日 ◎橘山の作業道視察。

### 広報委員会

1月10日 ◎12月定例会等の広報編集。

### 全員協議会

12月 8日 ◎兼職についての協議。

1月17日 ◎兼職についての協議。  
◎高幡体育大会についての協議。



# 新年のごあいさつ



三原村長  
田野 正利

新年あけましておめでとうございます。  
本年も暖冬の上、お天気も良く元旦には初日の出も見え、皆様には輝かしい新春をお迎えのことと心からお喜び申し上げます。

昨年中は、村民の皆様には、村政に多大なご協力、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

三原村では、新春二日に成人式がとりおこなわれ、二十一名の新成人が誕生しました。大変活力のある希望に満ちた新春の出発となりました。

さて、皆様もご存知のとおり、三原村は人口減少・少子化・高齢化・過疎化が進み、農業後継者不足などの課題が山積し、定住対策が大きなテーマとなっております。そのなか、村では、「総合戦略・三原村人口ビジョン」を策定し、今後の人口減少を抑制し、活力のある地域を維持していくための施策を推進中でございます。

また、集落活動センター「やまびこも、軌道に乗り「やまびこカフェ」も開設し、たくさんの方々に利用していただいている村内外からも大変好評であると聞いております。地域支援活動や農業生産などほもちろんのこと、その他にも、これからの三原村の活性化に向けての取り組みをしており、住民と役場職員が一体となり、「三原村に住みたいね」「三原村に住んでよかった」と言われる村づくりをめざしております。

これからも、「住んでよかった三原村」をキーワードとして、魅力のある村づくりに全力を注いでまいりますので、皆様の変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、私の最たる願いである、村民の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げ新年のごあいさついたします。

## あけましておめでとうございます



三原村議会議長  
武内 茂充

村民の皆様、明けましておめでとうございます。  
平成27年5月より議員定数を8名に削減し、1年9ヶ月が経過いたしました。

議会の使命である村の具体的政策を最終決定する、また、その政策を行う執行機関の行政運営が適法、効率的、そして民主的になされているか監視するという機能が後退しないよう、今まで以上の努力が必要であると考え、改革を進めてまいりました。

本議会においては、一般質問、議案の提案、議案の質問など、質問者、答弁者、また、村民の皆様にも分かりやすい方法への考えのもと進めております。また、議会広報でも同様の趣旨のもと、他の町村の広報を参考にしながら、内容の充実を進めているところです。

現在、議員の倫理について勉強を行っているところであり、今後も8名で議会の役割がしっかりと果たせるよう、仕組みづくりを、前例、慣例に囚われることなく取り組んでまいりますので、村民の皆様のご支援、ご指導をよろしく願います。

終わりにあたり、今年が皆様にとって明るく希望の持てる年となりますと共に、健康で幸多からんことを祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



# 「農事組合法人三原やまびこ」設立

平成28年11月16日に下長谷集会所において、農事組合法人三原やまびこ設立総会が開催されました。

農事組合法人三原やまびこは、集落活動センターやまびこと連携する法人であり、村の園芸農業の一層の振興、地域雇用の創出、元気な高齢者を増やす福祉対策等に貢献するため、下長谷に19.2aのハウスを建築してシシトウを栽培します。

長期的な視点として、栽培面積の拡大や農作業の受託等を実施し、新規就農者の確保並びに地域の後継者育成につなげていきます。



## 自衛官募集相談員委嘱式

平成28年11月28日

自衛隊高知地方協力副本部長が来庁され、自衛官募集相談員の委嘱式が行われました。

自衛官募集相談員は、三原村長と自衛隊高知地方協力副本部長の連名で委嘱され、募集をするための環境作り・募集情報の提供・募集活動の直接活動などを、ボランティアで行っています。

本村の相談員は津野途夫さん、市原幸偉さんのお二人です。お気軽にご相談ください。



## 退任民生委員・児童委員感謝状贈呈式

「地域の身近な相談役としての活動」ありがとうございました。

平成28年は3年に1度の民生委員・児童委員が改選される年で、11月末で8人が退任しました。

贈呈式には、退任した民生委員・児童委員5人が出席。村長から感謝状と記念品が手渡されました。また、在任期間6年以上の方には厚生労働大臣からの感謝状も併せて贈呈されました。







# 火災 救急は119



～消しましょう その火その時 その場所で～

高知県消防協会では、地域のために活動している消防団員に、各種優遇サービスをご提供いただく「消防団応援の店」制度にご協力いただける事業所を広く募集しています。

この制度は、消防団員の不足や高齢化に歯止めをかける狙いで、消防団活動への理解を広める取り組みです。

あらかじめ登録して頂いた事業所(いろいろな店舗)が、各種の優遇サービス(例えば、購入金額の5%引き、ドリンク1杯無料、ポイント2倍、粗品贈呈など)を登録していただき、高知県内の消防団員さんが来店(会員証の提示)の際、登録いただいたサービスを提供していただき、消防団を応援していただく制度です。

ぜひ参加していただき、消防団を応援して下さいますようお願いいたします。

登録に関する要綱及び登録申込書は、高知県消防協会のホームページからダウンロードすることも出来ます。

詳しくは、(公財)高知県消防協会のホームページをごらん頂くか三原分署にお問い合わせください。

また、三原村消防団では、消防団員も募集しておりますので関心のある方は近くの消防団員の方や消防署職員までご相談ください。

## 「消防団応援の店」登録店を募集しています

# 消防団応援の店 募 集

地域ぐるみで応援!

地域のために活動している  
消防団に対して、  
各種優遇サービスをご提供いただく  
「消防団応援の店」制度に  
ご協力いただける事業所を  
広く募集しております。  
ぜひご参加いただけますよう  
お願いいたします。

登録表示証  
提示による  
イメージアップ!



- 優遇サービス(例) ●購入代金の5%引き ●ドリンク1杯無料 ●ライス大盛り無料 ●ポイント2倍 ●粗品贈呈 等



●お問合せ・お申込み

「消防団員応援の店」事業所登録のお申し込み・お問合せは高知県消防協会まで

(公財)高知県消防協会 ☎088-823-9044 高知県消防協会 検索

国際交流員の

\*\*\*\*\*

ニコラス・コンチーです!

★  
vol.3



Happy 2017, Mihara!

最近田んぼが霜をかぶっていて日暮れが早くなりましたね。  
私はまた1年三原村に住んで働かせていただくので今年もよろしくお願  
いします。

12月に両親と双子の弟が三原村に来て4人で楽しいクリスマスとお正月を  
過ごすことができました。三原村で散歩していた家族を見られましたか?お  
母さんは試食した料理のなかで一番おいしかったのは高知の有名なかつお  
のタタキだと言いました。でも弟はかつ丼が好きでお父さんは日本のラーメン  
にはまっています!

初めて日本の田舎にいたので一生忘れない体験となって、また三原村に行  
きたいと言っています。家族を暖かく歓迎していただいて本当にありがとう  
ございます。

日本ではお正月の時におせちを食べますが、アメリカでは特別なお正月の  
料理はありません。代わりに、クリスマスの日に大きなロース、マッシュポテ  
トなど食べるのが普通です。生クリーム、生卵、シナモン、ナツメグ、バーボン  
が入っているエッグノッグという贅沢な飲み物も飲みます。とてもおいしい  
ですよ!

日本の伝統かもしれませんが、アメリカでクリスマスにケンタッキーを食  
べに行ったらとてもかわいそうに思われるでしょう。しかし、お正月にいつ  
も友達に会って酔うアメリカ人も日本人にとって少しおかしいでしょう。  
でもそういう違いがあってもやはり日本人もアメリカ人も年が終わって新  
年になる時の祝いを大切にしていますね。



柏島の展望を楽しみました



松山城

# 三原村国民健康保険特別会計について

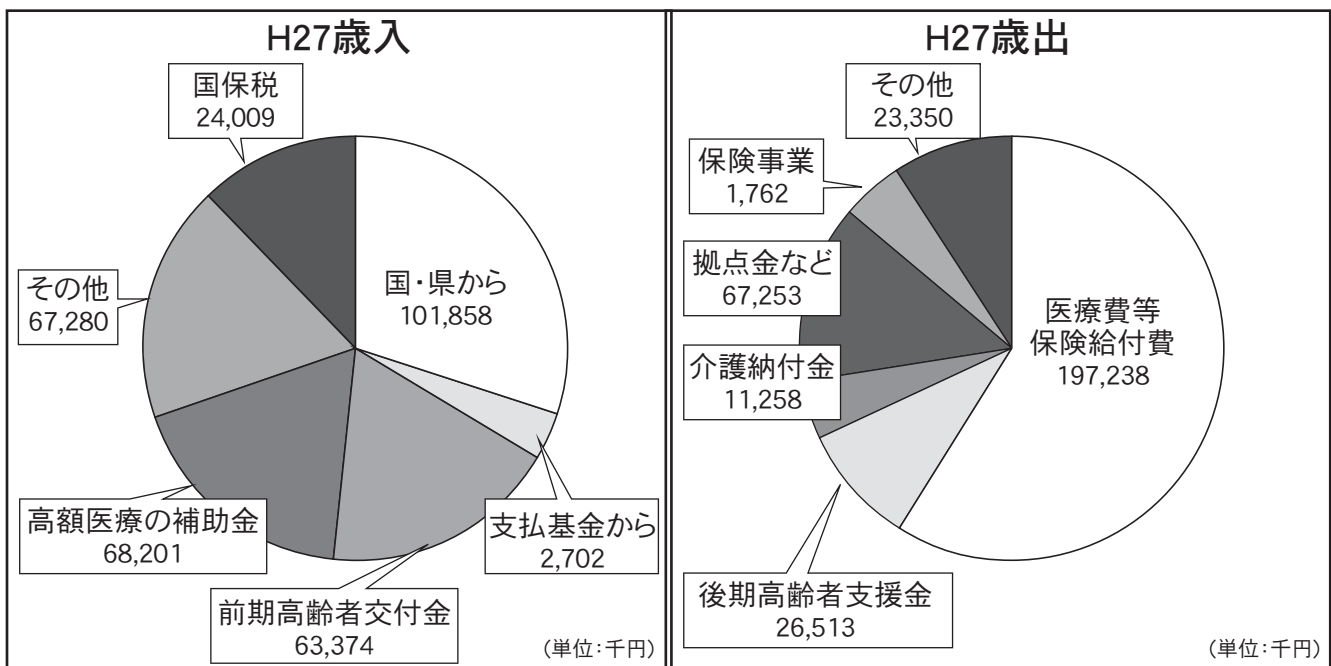
現在の日本の医療保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」です。

国民健康保険はそうした公的医療保険のひとつで、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう加入者が保険料を出し合い、医療費などに充てる助け合いの制度です。加入者の保険料と国・県・村からの補助金などで運営されています。

平成27年度は約3.2億円の収入があり、その中で国保税が約2,400万円(全体の約7%)、国・県からの交付金・負担金等が約1億円(31%)、基金取崩等のその他が約6,700万円(21%)となっていて、ほとんどを交付金・負担金や基金取崩に頼っています。一方、支出の総額も約3.2億円で、医療費等が1.9億円(60%)、後期高齢者支援金や介護納付金が3,700万円(11%)と、これらで70%以上を占めています。

平成27年度の国保会計は、歳入不足のため基金を約4,100万円取り崩しました。その結果、基金の残りは約380万円となり、ほぼ底をつきました。被保険者が年々減少する中、医療費は反比例して増加しています。

被保険者の皆さんには、特定健診の受診による健康管理や、医療機関の適正な受診に努めていただいています。なお一層、厳しい国保財政へのご理解とご協力をお願いします。



## 保険給付費の推移

(単位:円)

| 区分          | 24年度        | 25年度        | 26年度        | 27年度        | 28年度(見込)    |
|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 保険給付費       | 156,486,840 | 165,424,574 | 196,688,751 | 197,238,213 | 208,405,000 |
| 1人当たりの保険給付費 | 268,878     | 301,320     | 371,111     | 385,231     | 416,810     |

## 国保特別会計財政調整基金の推移

(単位:円)

| 区分    | 24年度       | 25年度       | 26年度       | 27年度       | 28年度(見込)  |
|-------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 取崩額   | 15,965,344 | 24,788,574 | 17,470,280 | 41,099,407 | 0         |
| 年度末残額 | 87,231,992 | 62,443,418 | 44,973,138 | 3,873,731  | 3,873,731 |

# 国民年金広場

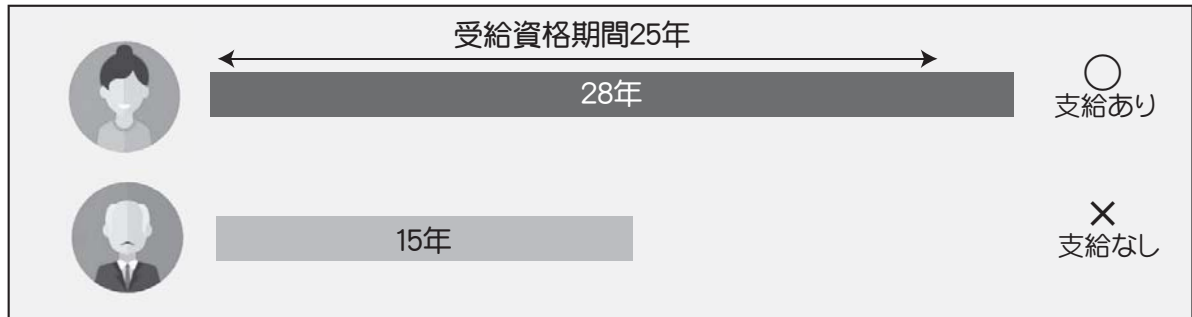
## 年金をあきらめていた皆さんへ

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に短縮され、これまで年金を受けることができなかった方も年金が受給できる可能性があります。

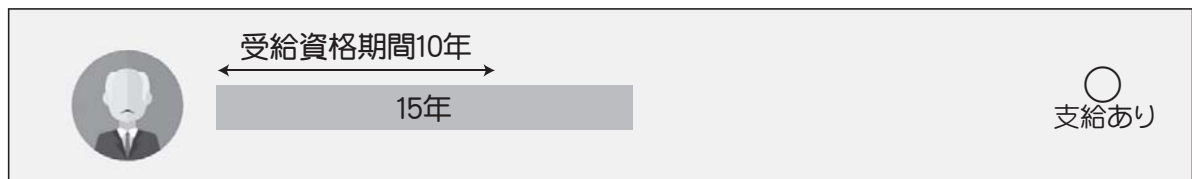
### 1 何が変わるのですか？

年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)を、**25年から10年に短縮**します。これにより、年金を受け取れる方を増やし、これまで納めていただいた年金保険料をなるべく年金のお支払いにつなげることができます。

これまで



平成29年8月1日以降



### 2 対象者は誰ですか？

既に65歳以上の方で、年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年以上の方が対象になります。

対象者の方には平成29年2月末～平成29年7月までの間に日本年金機構から「年金請求書」を順次お送りする予定です。

### 3 手続きは必要ですか？

日本年金機構から「年金請求書」が届きましたら、必要事項をご記入の上、必要書類と併せてお近くの年金事務所や街角の年金相談センターまでお持ちください。

### 4 いつから受給できますか？

既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします。(以降、2ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします)

### 5 受給できる年金額はどうなりますか？

年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。保険料を納めた期間が長ければそれだけ年金額が多くなります。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、年金事務所にご相談ください。

## そのほかのご質問にもお答えします

### **年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が10年に満たない場合はどうなりますか？**

原則、年金を受給できません。

ただし、保険料納付済等期間が現在10年に満たない場合でも国民年金の任意加入や保険料を後から納めることができる制度(後納制度)により保険料納付済等期間を増やすことで、保険料納付済等期間が10年を満たすことが可能となる場合もあります。

また、年金の額には反映されませんが、例えば海外に居住しており国民年金に加入していないなど保険料納付済等期間に合算できる合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)をお持ちの場合、年金を受給できる場合もあります。

過去に「ねんきん特別便」などを受け取られ、まだご確認いただいていない未統合の年金記録をお持ちの場合でも年金記録を統合することで年金を受給できる場合があります。お近くの年金事務所で確認できますのでご相談ください。

なお、保険料納付済等期間が現在10年に満たない方に対しても個別にお知らせを送付する予定です。送付の時期などが決まりましたら改めてご案内いたします。

#### ■国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていない方は最長70歳まで国民年金に加入することができます。

#### ■国民年金の後納制度

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料について保険料を納付できますので是非ご利用下さい(老齢基礎年金の受給権者はこの制度を利用できません)。

#### ■合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)

合算対象期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給に必要な加入期間に含まれるものです。このため、保険料納付済等期間に合算対象期間を加えることで老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たすことがあります。

#### 【主な合算対象期間】

1. サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで)
2. 学生で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで)
3. 日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から)
4. 昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間がある場合

### **年金の請求手続きは本人が年金事務所へ行かなければならないのですか？**

ご本人が直接窓口においていられないときは、委任状により代理人に手続きを委任されることで、お手続きをしていただくことができます。

### **今回の制度の変更によって遺族年金・障害年金の受給要件も変わるのですか？**

これまでどおり変わりません。今回の制度改正は、老齢基礎年金などの老齢年金が対象となります。

### **日本年金機構から年金請求書を送付するので手数料を振り込んでほしいとの電話がありました。手数料が必要なのですか？**

年金請求書をお送りする前に、日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金銭のお支払いを求めることや、金融機関の口座をお聞きすることはありません。不審な電話には、ご注意ください。

詳細についてご不明点等ございましたら、**「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。**



**0570-05-1165**

050で始まる電話でおかけになる場合は  
Tel. 03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日) / 8:30~19:00

火~金曜日 / 8:30~17:15 第2土曜日 / 9:30~16:00

◎土曜・日曜・祝日(第2土曜を除く)、12月29日から1月3日はご利用いただけません。

◎文書やFAXでの年金相談も可能です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html>

## 出張年金相談開設のお知らせ

幡多年金事務所の職員が、年金に関するご相談をお受けします。

- ・開設日:平成29年3月16日(木曜日)
- ・開設時間:午前10:00～午前12:00まで(※予約制)
- ・開設場所:三原村役場・第三会議室

年金相談に来られる方は、予約していただくと、当日お待たせすることなくスムーズに相談が受けられますので、前もって三原村住民課(46-2111)までご連絡ください。

(※予約していない方でも当日相談に来ていただくことは可能ですので、何か聞きたいことがあれば、ぜひ出張年金相談をご利用ください。)

— 相談時に必要なもの —

■年金手帳 ■写真付きの身分証明書等(運転免許証推奨) ■年金証書 ■その他日本年金機構から交付された文書

※代理の方が相談に来られる場合は、併せて**委任状と写真付きの身分証明書等(代理で来られる方のもの)**が必要です(委任状が必要な方は三原村住民課までご連絡ください)。

## 国民健康保険被保険者証の更新について

現在お持ちの国保の保険証の有効期限は平成29年3月末日までです。平成29年3月下旬には新しい保険証の郵送を行います。

国保税の滞納がありますと、通常の保険証の交付ができず、『短期証』や『資格者証』をお渡しすることになりますので、納め忘れがないか今一度ご確認をお願いします。

なお、75歳以上の方の後期高齢者医療保険の保険証は平成29年7月31日まで使えます。平成29年3月の更新は国保のみですので、お間違いの無いようにお願いします。

## 献血バス がやってきます

安全性の高い血液の確保のために、400ml献血に協力をお願いします。

日 時

平成28年2月9日(木)

12時から14時30分まで

場 所

三原村総合保健センター 駐車場

問合せ先

住民課 46-2111



## テレビの視聴に 関するお知らせ

2月16日(予定)からの村内の一部地域における携帯電話の新しい電波の利用開始にともない、テレビ映像に影響の出るおそれのあるご家庭に1月下旬よりチラシを配布しています。

影響が出た場合は一般社団法人700MHz(メガヘルツ)利用推進協会が無償で回復作業を行いますので、以下のコールセンターまで連絡をお願いします。

◎700MHzテレビ受信障害対策コールセンター

☎0120-700-012 または 050-3786-0700

受付時間:午前9時～午後10時(年中無休)



# 確定申告会場の案内

中村税務署では、次の期間中、所得税、個人事業者の消費税及び贈与税の申告会場を設置しております。

◆設置場所：中村税務署(所在地 四万十市中村新町四丁目4番地)

◆開設期間：平成29年2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜日を除く。)

◆相談受付時間：8:30～16:00まで

※申告相談は、午前9時から午後4時まで行っていますが、申告書の作成等に時間を要しますので、申告会場には午後4時までにお越しください。

※税務署から送付された「確定申告のお知らせがき」又は「氏名等が印字された申告書用紙」をお持ちの方は、税務署又は市町村で申告相談を受けられる際には必ずご持参ください。

お問い合わせ先

中村税務署 TEL0880-35-2135

◎マイナンバーの記載にご注意ください！

◆所得税及び贈与税の確定申告書につきましては、平成28年分以降の申告書から、消費税の確定申告書につきましては、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書から、マイナンバーの記載と本人確認書類(例1:マイナンバーカード、例2:通知カードと運転免許証など)の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

また、郵送等による提出の際には本人確認書類の写しの添付をお願いします。(下図参照)

◎マイナンバーカードでe-Taxが利用できます。

※ご自宅等のパソコンからe-Taxで送信する場合は、本人確認書類を別途送付する必要はありません。

(郵送等による提出の際のイメージ図)

### マイナンバーの記載箇所

申告書B様式で説明します。

ポイント  
申告書には次の方のマイナンバーを記入します。

【第一表】

- 本人

【第二表】

- 配偶者(※)
- 扶養親族
- 事業専従者

(※) 配偶者(特別)控除の適用を受ける配偶者

申告書A様式にも同様に

- 本人
- 配偶者
- 扶養親族

のマイナンバーを記載する権があります！

16歳未満の扶養親族のマイナンバー

### 本人確認書類(写し)の添付

ポイント  
申告書に添付が必要な本人確認書類(写し)は、ご本人分のみです。

【本人確認書類の例】

例1 マイナンバーカード

※ マイナンバーカードは両面の写しが必要です。

例2 通知カード + 運転免許証、公的医療保険の被保険者証 など

【添付書類台紙】

本人確認書類の写しは、「添付書類台紙」に貼付してください。

写しを添付しない場合は、提出の際に税務署の窓口等で「本人確認書類(原本)」を提示してください。

# 平成29年度(平成28年分) 村県民税・国保税申告のお知らせ

平成28年所得分の村県民税・国保税の申告受付を例年どおり地区別で行います。下記の日程で都合が悪い方は、3月15日までに役場(税務係)で申告をお願いします。

また、確定申告は、2月16日から3月15日まで中村税務署と役場で受け付けています。

## 日程表 受付場所:各集会所

| 地 区              | 平成29年                            | 受付時間                      |
|------------------|----------------------------------|---------------------------|
| 下 切              | 2月13日(月)                         | 9:00～11:30                |
| 亀 ノ 川            | 2月13日(月)                         | 13:30～16:00               |
| 広 野              | 2月14日(火)                         | 9:00～11:30                |
| 芳 井              | 2月14日(火)                         | 13:30～16:00               |
| 柚 ノ 木            | 2月16日(木)                         | 9:00～15:00                |
| 宮 ノ 川            | 2月17日(金)                         | 9:00～15:00                |
| 来 栖 野            | 2月20日(月)                         | 9:00～11:30                |
| 皆 尾              | 2月20日(月)                         | 13:30～16:00               |
| 下 長 谷            | 2月21日(火)                         | 9:00～11:30                |
| 上 下 長 谷          | 2月21日(火)                         | 13:30～16:00               |
| 上 長 谷            | 2月23日(木)                         | 9:00～15:00                |
| 狼 内              | 2月24日(金)                         | 9:00～11:30                |
| 成 山              | 2月24日(金)                         | 13:30～16:00               |
| 役 場<br>( 税 務 係 ) | 2月13日(月)～3月15日(水)<br><土・日・祝日を除く> | 8:30～12:00<br>13:00～17:15 |

### ●申告の対象者

平成29年1月1日現在三原村に居住する方。ただし、税務署へ確定申告をされる方を除きます。

### ●申告の対象となる期間

平成28年1月1日から平成28年12月31日までの1年間。

### ●申告に持参していただくもの

1.印鑑(認印)

2.所得を計算できる資料

- (1) 勤務先、事業所の発行した賃金、給料支払額報告書。
- (2) 農業・営業・その他の事業は、売上、支払、必要経費を計算できる資料・領収書・関係帳簿等。
- (3) 農機具等を購入した場合は、機種・年式等が確認できるもの。

3.所得控除の明細

- (1) 生命保険料(領収、証明書が必要)
- (2) 旧長期・地震保険料(領収、証明書が必要)
- (3) 医療費控除(本人及び扶養者の領収書)  
(※「医療費のお知らせ」は領収書とはみなされません。)

### ●国民健康保険税について

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して税額の負担を軽くする軽減制度がありますが、所得の申告のない方は軽減を受けられませんので、所得がなくても必ず申告してください。

お問い合わせは、役場税務係まで(☎46-2111)



## 農業委員会制度の改正について

農業委員会法の改正に伴い、農業委員選挙が廃止となり、村長による任命制へ変更されました。また、農地利用最適化推進委員の設置が義務付けられ、これまで以上に農地利用の最適化に努めていくこととなります。

なお、三原村においては、現在の農業委員の任期は平成29年7月19日までとなっており、任期中は経過措置が適用されますので、平成29年7月20日より改正法による体制となります。

### ○農地利用最適化推進委員とは

- ・担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地発生防止・解消等、農地利用の最適化推進のための活動を行う。
- ・総会において担当区域内の農地利用最適化推進について意見を述べるすることができます。
- ・農業委員と農地最適化推進委員は兼務できない。

### ○農業委員の任命について

- ・これまでの選挙制から、公募・推薦に基づき村長による任命制となります。任命については、議会から同意を得ることが条件となります。農業委員選挙の廃止により農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出が必要なくなりました。

### ○農地利用最適化推進委員の委嘱について

- ・公募・推進に基づき、農業委員会にて委嘱することとなります。

### ○農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について(予定)

- ・募集時期 平成29年4月頃(広報みはら4月号・三原村ホームページ)
- ・応募方法 所定の様式に必要な事項をご記入のうえ、三原村農業委員会事務局へ提出してください。様式や詳細については、募集時期の4月頃に三原村ホームページでお知らせします。

【お問合せ先】

三原村農業委員会 事務局 TEL 46-2111 FAX 46-2114

## 農家の皆さんへ 青色申告を始めましょう

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組みましょう。

また、政府では農産物の価格低下や、自然災害による収入減少を補填する「収入保険制度」の導入を計画しています。保険加入は、青色申告の農業者が対象となります。これを機会に、青色申告を始めてみてはいかがでしょうか。

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

収入保険のお問合せ先  
中国四国農政局高知県拠点地方参事官室  
TEL 088・875・7236



## 不動産に関する無料相談

日時:平成29年2月23日(木)午後1時～午後4時  
場所:四万十市中央公民館1階 小会議室1  
(四万十市右山五月町8番22号 ☎0880-34-7311)  
問合せ先:公益社団法人高知県宅地建物取引業協会  
住所 高知市上町1丁目9番1号  
電話 088-823-2001

## 放送大学 4月生募集のお知らせ

放送大学では平成29年度第1学期(4月入学)の学生を募集中です。

放送大学はテレビ等、ラジオ、インターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理・教育・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、幅広い分野を学べます。

出願期間は、第1回が2月28日まで、第2回が3月20日まで。

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学高知学習センター(☎088-843-4864)までご請求下さい。放送大学ホームページでも受け付けております。

# 「相続登記はお済みですか月間」 高知県司法書士会開催 無料法律相談会 高知県司法書士会

高知県では、県全体で高齢化が進み、特に山間部においては過疎化が深刻になっています。そして、不動産につきましても相続登記が未了のまま、誰が所有者か分からない事態も生じており、権利関係の紛争や行政手続きに関する支障が問題になっています。

高知県司法書士会(会長 黒石栄一)では、2月の1ヵ月間を「相続登記はお済みですか月間」と定め、下記のとおり無料法律相談会を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

◆日時: 平成29年2月4日(土) 10:00~15:00

◆場所: 高知市 ちより街テラス 貸会議室4  
長浜ふれあいセンター  
土佐山公民館

安芸市 安芸市総合社会福祉センター 1階相談室・2階小会議室・2階ふれあい研修室

土佐郡 土佐町農村環境改善センター 農事研修室

吾川郡 いの町立伊野公民館 第1会議室・第2会議室

土佐市 土佐市立中央公民館 視聴堂室

幡多郡 三原村農業構造改善センター

◆予約: 土佐清水市 土佐清水市社会福祉協議会

◆相談例: 不要

登記名義人が先々代のままです

パートナーに全財産を相続させたいのですが…。

相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。Etc

本件に関するお問合せ先

高知県司法書士会

TEL:088-825-3143 FAX:088-824-6919

E-mail k.shiho-shoshikai@nifty.com

<住所> 〒780-0928 高知市越前町一丁目6番32号

## 平成29年度(一般入試) 県立中村高等技術学校 訓練生募集!!

| 募集訓練科目    | 応募資格   | 訓練期間 | 募集人数 |
|-----------|--|------|------|
| 木造建築科     | 中学校卒業以上で(平成29年3月卒業見込み含む)<br>平成29年4月1日現在39歳以下 | 2年   | 8名   |
| 左官・タイル施工科 |  |      | 9名   |

願書受付期間 平成29年2月6日(月)~2月17日(日)

試験日 平成29年2月24日(金)

試験科目 筆記試験・面接

合格発表 平成29年3月1日(水)

遠隔地者には寮(男性)もあります。

詳しくは右記までお問い合わせ下さい。

〒787-0019 四万十市具同5179

**県立中村高等技術学校**

TEL.0880-37-2723

HP.<http://www.pref.kochi.lg.jp/spshiki/151305/>

## 毎年2月は「北方領土返還運動全国強調月間」です

択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の北方四島は、一度も外国の領土になったことのない日本固有の領土です。

「四島(しま)の未来 心かよわせ 返還へ」

(平成28年度北方領土に関する標語最優秀作品)

# 共同募金運動期間の拡大の機会を活用した テーマ募金の実施について (平成29年1月1日～3月31日)

事件や事故の被害にあったら、まず、電話相談へ！

専門的な研修を受けた支援員がお話をお聞きします。お気軽にお電話ください。

な や む な  
**088-854-7867**

月～金曜日(土・日・祝日除く) 相談受付時間:午前10時～午後4時

相談  
無料

秘密  
厳守



この募金は、犯罪によって被害を受けられた方々の保護や被害の早期回復に取り組んでいる「こうち被害者支援センター」と協働して、必要な活動資金を募集するものです。

この活動の趣旨をご理解いただき、あたたかいご支援をいただけますようよろしくお願いいたします。

この活動の趣旨をご理解いただき、あたたかいご支援をいただけますようよろしくお願いいたします。

ぜひ募金にご協力ください

## 第2回 糖尿病教室のご案内

### 【開催日時】

平成29年2月5日(日) 10:00～11:30

①「糖尿病の薬について」薬剤師 尾崎 真利子

②「実際に血糖値を測ってみよう」臨床検査技師 野町 真由・川窪 美乃莉

③「運動療法について」理学療法士 今橋 一幸

④「少しの工夫でOK! 栄養素バランスのよい食事になるコツ」管理栄養士 井上 那奈

### 【開催場所】

高知県立幡多けんみん病院 3階 中会議室

### 【問い合わせ先】

高知県立幡多けんみん病院 TEL.0880-66-2222(代表)

内科外来 看護師 頼田・周治

【参加費】 無料

## ～にっぽん縦断こころ旅お手紙募集～

NHK-BSプレミアムで放送予定の、「にっぽん縦断こころ旅(2017春の旅)」。  
平成29年3月27日、四国の高知県をスタート。愛媛、広島、岡山、兵庫、京都から日本海に抜け、福井、石川、富山、新潟と日本海を北上し北海を目指します。番組では、みなさんからのお手紙で旅のルートを決定するため、市町村内の「忘れられない場所、風景」にまつわる手紙を募集しています。

### 高知県の放送予定

平成29年3月27日(月)～平成29年3月31日(金)

### 応募期限

平成29年2月13日(月)必着

### 応募内容

住所、氏名、電話番号、性別、年齢、思い出の場所  
風景にまつわるエピソード

### 応募方法

FAX 03-3465-1327

郵送 〒150-8001 NHK「こころ旅」係

### お問い合わせ

NHKふれあいセンター

☎0570-066-066

または

☎050-3786-5000



[www.nhk.or.jp/kokorotabi/](http://www.nhk.or.jp/kokorotabi/)

検索

## 高知県立消費生活センター 地域見守り情報

### いらない靴や陶器を買取る？本当は貴金属が目的かも！？

最近、「いらない靴やお皿はないか。あれば買取りに行く」と電話がかかってきて訪問を了承したら、実は貴金属の買取りが目的で、売るつもりが無かった貴金属を買取りされてしまったという訪問購入の相談が増加しているので、注意が必要です。

#### アドバイス

- ① 売るつもりのないものについては、きっぱりと断りましょう。また、断っても売るように強く迫ったり、業者が居座って帰らないなどの行為があった場合は、警察に連絡しましょう。
- ② 買取り条件などが明記された書面をもらいましょう。1グラムあたりいくらで引き取るかなどの買取り価格の計算根拠や、買取り条件を確認した上で、それらを書面にしてもらい、控えを受け取っておきましょう。
- ③ 買取りに同意した場合でも、クーリング・オフ期間中(書面交付から8日間)は物品の引き渡しを拒むことができます。本当に手放してもよいのか、よく考えましょう。
- ④ 買取りを依頼する時は、相手がどのような業者か確認しましょう。住所や電話番号、古物商許可証等の提示を求め、書き留めておくことも大切です。



高知県立消費生活センター ☎088-824-0999

## 平成29年1月1日から 育児・介護休業法 が変更されました

### 育児関連制度の改正点

1. パートや契約社員の方でも育児休業が取りやすくなる
2. 子の看護休暇が半日単位で取れる  
など

### 育児関連制度の改正点

1. 介護休業が3回まで分けて取れる
2. 介護休暇が半日単位で取れる
3. 残業の免除が請求できる  
など

お問合せ

高知県労働局雇用環境・均等室  
TEL. 088-885-6041

### 第9回幡多後援会案内

## たべる、くらす、いきる ～健康長寿は健口から～

日時

平成29年3月19日 9時30分～12時

会場

新ロイヤルホテル四万十 2F  
(四万十市中村小姓町 TEL.0880-35-1000)

講師

天野 敦雄先生  
(大阪大学大学院歯学研究科教授)

【お問合せ】

3月4日(土)締め切り  
新谷歯科 新谷泰司  
四万十市具同2241-5  
TEL. 0880-37-4182  
FAX. 0880-37-6782  
3月4日(土)申込み締め切り

【主催】

国立会(高知県国立大学歯学部同窓会)

## 自衛官等採用試験のお知らせ(自衛官候補生・予備自衛官補)

### 【自衛官候補生】

【身分】 特別職国家公務員(自衛隊員)

【応募資格】 学歴不問 18歳以上27歳未満の男子

【試験種目】 筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 受付は年間を通じて行っております。

【試験期日】 受付時にお知らせします。

【給与等】 (月額)126,900円、自衛官任官後(約3ヶ月後)161,600円 平成27年4月1日現在

【各種手当】 自衛官任官後、扶養手当、地域手当、航海手当、航空手当等がそれぞれの該当者に支給されます。  
また、年2回期末・勤勉手当が支給されます。

【休日・休暇】 年次休暇のほか、年末年始の特別休暇等があり、週休2日制が実施されています。

### 【予備自衛官補一般・技能】

【身分】 非常勤の特別職国家公務員

【受験資格】 (一般)18歳以上34歳未満

(技能)18歳以上53～55歳未満(資格内容により異なります。)

※技能公募につきましては、各種資格が必要となります。下記連絡先までお問い合わせ下さい。

【試験種目】 (一般)筆記試験(国語、数学、理科、社会、英語及び作文)、口述試験、適性検査、身体検査  
(技能)筆記試験(小論文)、口述試験、適性検査及び身体検査

【受付期間】 平成29年1月初旬～平成29年3月中旬ごろ予定

【試験期日】 平成29年4月初旬ごろ予定

【手当等】 日額 7,900円(教育訓練参加日数分支給)

自宅から訓練実施駐屯地までの交通費を支給します。

防衛省 自衛隊高知地方協力本部四万十地域事務所

電話番号 0880-35-3096

E-mail kochi-pco40010@softbank.ne.jp



平成29年1月2日（月）、農業構造改善センターにおいて、成人式が行われました。  
 級友との再会に喜び、語らいに華を咲かせ、温かな雰囲気の中式典は進み、  
 記念撮影後もあちこちで写真を撮り合うなど、華やかな時間を味わえたことと思います。

当直医療機関一覧

| 休日当直日    | 四万十市                       | 宿毛市                        | 土佐清水市                     |
|----------|----------------------------|----------------------------|---------------------------|
| 2月 5日(日) | 四万十市立市民病院<br>(0880)34-2126 | 大井田病院<br>(0880)63-2101     | 松谷病院<br>(0880)82-0001     |
| 2月11日(祝) | さくらクリニック<br>(0880)35-2555  | いなげ胃腸科内科<br>(0880)62-1113  | 松谷内科<br>(0880)82-1377     |
| 2月12日(日) | 正木整形外科<br>(0880)34-5252    | 幡多けんみん病院<br>(0880)66-2222  | 渭南病院<br>(0880)82-1151     |
| 2月19日(日) | 四万十市立市民病院<br>(0880)34-2126 | 幡多けんみん病院<br>(0880)66-2222  | 松谷病院<br>(0880)82-0001     |
| 2月26日(日) | 佐々木整形外科<br>(0880)34-7177   | 田村内科クリニック<br>(0880)63-1668 | あしずり岬診療所<br>(0880)87-9100 |
| 3月 5日(日) | 四万十市立市民病院<br>(0880)34-2126 | 聖ヶ丘病院<br>(0880)63-2146     | 松谷病院<br>(0880)82-0001     |
| 3月12日(日) | さたけ小児科<br>(0880)37-2255    | 筒井病院<br>(0880)66-0013      | 渭南病院<br>(0880)82-1151     |
| 3月19日(日) | 四万十市立市民病院<br>(0880)34-2126 | 奥谷整形外科<br>(0880)63-1202    | 渭南病院<br>(0880)82-1151     |
| 3月20日(祝) | 幡多病院<br>(0880)34-6211      | 大井田病院<br>(0880)63-2101     | 松谷病院<br>(0880)82-0001     |
| 3月26日(日) | 小原外科胃腸科<br>(0880)35-0108   | 幡多けんみん病院<br>(0880)66-2222  | あしずり岬診療所<br>(0880)87-9100 |

